

青森県報

第二千二百十五号

平成十五年
八月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (青少年男女共同) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一
- 生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 生活保護法による介護機関の指定…………… (同) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 三
- 生活保護法による施術者の指定…………… (同) …… 四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (団体経営改善課) …… 四
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領…………… (漁港漁場整備課) …… 四
- 基本測量の実施…………… (監理課) …… 六
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 六
- 道路の供用の開始…………… (同) …… 六
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可…………… (河川砂防課) …… 六

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (経営振興課) …… 七
- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (同) …… 八
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可…………… (都市計画課) …… 一〇

告 示

青森県告示第五百三十二号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
二七九	書籍	URECCO gaI 九月号	ミリオン出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六〇		メンズヤング アクションピザツジ増刊八ノ一四号	双葉社	
二六一		コミックまあるまん 九月号	ぶんか社	
二六二		少女革命 九月号	一水社	
二六三		月刊コール 八月号	ノースアドブ ランニング	

青森県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	ゆのかわら医院	所在地	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇	廃止年月日	平成一五・六・二〇
----	---------	-----	--------------------	-------	-----------

青森県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	ゆのかわら医院	所在地	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇	指定年月日	平成一五・七・一五
----	---------	-----	--------------------	-------	-----------

青森県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	社会福祉法人 車力村社会福祉協議会	主たる事務所の所在地	西津軽郡車力村大字車力字花林四八	名称	社会福祉法人 車力村社会福祉協議会	所在地	西津軽郡車力村大字車力字花林四八	廃止年月日	平成一五・三・三
----	-------------------	------------	------------------	----	-------------------	-----	------------------	-------	----------

名称	社会福祉法人 ファミリー	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	名称	社会福祉法人 ファミリー	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町大字浅水字下平三の二	指定年月日	平成一五・七・一
----	--------------	------------	---------------	----	--------------	------------	------------------	-------	----------

青森県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	有限会社ヘールシヨンスワ	主たる事務所の所在地	弘前市大字取上五丁目七の四〇	名称	有限会社ヘールシヨンスワ	主たる事務所の所在地	弘前市大字取上五丁目七の四〇	指定年月日	平成一五・七・一
名称	有限会社ケアサポートロージナ	主たる事務所の所在地	十和田市東二十番町二九の三〇	名称	有限会社ケアサポートロージナ	主たる事務所の所在地	十和田市東二十番町二九の三〇	指定年月日	平成一五・七・一
名称	有限会社テグジノ・エンゲニアリン	主たる事務所の所在地	上北郡野辺地町字田狭沢六〇	名称	有限会社テグジノ・エンゲニアリン	主たる事務所の所在地	上北郡野辺地町字田狭沢六〇	指定年月日	平成一五・三・一
名称	有限会社ム株式会社	主たる事務所の所在地	弘前市大字神田一丁目二の一四	名称	有限会社ム株式会社	主たる事務所の所在地	弘前市大字神田一丁目二の一四	指定年月日	平成一五・七・一
名称	医療法人弘仁会	主たる事務所の所在地	八戸市大工町一〇	名称	医療法人弘仁会	主たる事務所の所在地	八戸市大工町一〇	指定年月日	平成一五・七・三

合下北医療センター	丁目二の八	療養介護	リテーショ ン病院	三の一	一五・四・一七
社会福祉法人明恵会	青森市小柳二丁目一七の八	痴呆対応 型共同生活 介護	いグル ムふれあ いグル ムふれあ	青森市小柳二丁目一七の八	一五・七・一
有限会社イ リエ	青森市大字安田 字近野三六六の 六		あおやぎ グム ムプホ ムプホ	青森市青柳二丁目九の二八	"
有限会社す かい	青森市自由ヶ丘 二丁目二一の二 五		すかい グム ムプホ ムプホ	青森市花園二丁目四四の七	"
株式会社介 護サポート	弘前市大字富田 三丁目八の二〇 三		いグル ムふれあ いグル ムふれあ	弘前市大字川先 一丁目六の一〇	"
医療法人高 人会	八戸市大字大久 保字西ノ平二五 の七二		いグル ムかえで いグル ムかえで	八戸市大字大久 保字西ノ平二五 の二九四	一五・七・二
有限会社清 修会	西津軽郡木造町 字有楽町二の一 字		いグル ムりんど いグル ムりんど	西津軽郡木造町 字有楽町二の一 字	一五・七・七
有限会社コ アホーム	北津軽郡板柳町 大字掛落林字前 田二六三		いグル ムライホ いグル ムライホ	北津軽郡板柳町 大字掛落林字前 田二六三	一五・七・三
有限会社ダ イワサービ ス	三戸郡五戸町字 上新井田一の 二		いグル ムプホ いグル ムプホ	三戸郡五戸町字 銀杏木一の四五	一五・六・三

青森県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 月 日
有限会社ほつとケアサービス	青森市大字駒込 字月見野二九 九の三八三	有限会社ほつと ケアサービス	青森市大字駒込 字月見野二九 九の三八三	平成 一五・七・一
有限会社ヘル ヨンスター シヨン	弘前市大字取 上五丁目七の 四〇	有限会社ヘル ヨンスター シヨン	弘前市大字取 上五丁目七の 四〇	"
社会福祉法人 車力村社会福 祉協議会	西津軽郡車力村 大字車力字花 林四八	居宅介護支 援事業所 ゆうあいの 里	西津軽郡車力村 大字豊富字屏 風山一の三七 七	一五・四・一

青森県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	居宅介護事業者		居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所		変 更 日
	名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
変更前	社会福祉法人七戸 町社会福祉協 議会	上北郡七戸 町字立野頭 一四九	訪問介護 訪問入浴 介護	社会福祉法人七戸 町社会福祉協 議会	上北郡七戸 町字立野頭 一四九	平成 一五・四・一
変更後	社会福祉法人七戸 町社会福祉協 議会	上北郡七戸 町字立野頭 一三九の野 頭一		社会福祉法人七戸 町社会福祉協 議会	上北郡七戸 町字立野頭 一三九の野 頭一	

青森県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更前	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九字立野頭一四	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九字立野頭一四	平成 一三・四・一
変更後	同上	同上	同上	同上	同上

青森県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田中武雄	三戸郡五戸町字下毛沢向二の二五	ふれあい通り接骨院	三戸郡五戸町字下毛沢向二の二五	平成 一五・六・二八

青森県告示第五百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項

の規定により公示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻屋字村中一六川向	尻屋区域	1 十トン未満の漁船により行われる漁業及びさけ・ます定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
下北郡東通村大字尻屋字往來一〇六白濱勇作	岩屋区域	1 小型定置漁業
下北郡東通村大字岩屋字往來一二五相馬善意	同上	同上
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎二齊藤栄蔵	石持区域	1 小型定置漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平一八杉本武美	同上	同上

青森県告示第五百四十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年八月八日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東通村役場に備えて縦覧に供する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
 - 1 出願人の住所及び名称
- 青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字白糠字浜通一四一番及び一三九番の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第
十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結
んだ線、の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・
七七七メートル)における公有水面と東防波堤との境界線及び の地点と の地
点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・七七七メートル)における
公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二六四〇八・四九二
- Y座標 プラス 四七一・一五・九三五
- の地点 X座標 プラス二二六三八七・六〇〇
- Y座標 プラス 四七二・八七・二六六
- の地点 X座標 プラス二二六三三三・一六四
- Y座標 プラス 四七二・七八・〇八九
- の地点 X座標 プラス二二六三二七・九三四
- Y座標 プラス 四七一・五六・四八二
- の地点 X座標 プラス二二六一五九・一七三
- Y座標 プラス 四七一・三五・九九四
- の地点 X座標 プラス二二六一六四・九二九
- Y座標 プラス 四七〇・八八・五八五
- の地点 X座標 プラス二二六三三二・三四〇
- Y座標 プラス 四七一・〇七・三八四

3 面積

二一、一五一・五三三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡東通村大字白糠字浜通五六番四から五六番二に隣接する国道三三八号、
一四一番及び一三九番の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第
十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結
んだ線、の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・
七七七メートル)における公有水面と東防波堤との境界線及び の地点と の地
点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・七七七メートル)における
公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二六四〇八・四九二
- Y座標 プラス 四七一・一五・九三五
- の地点 X座標 プラス二二六四二八・三四五
- Y座標 プラス 四七一・一八・三五六
- の地点 X座標 プラス二二六四〇五・〇三二
- Y座標 プラス 四七三・〇九・五四〇
- の地点 X座標 プラス二二六二九〇・八九五
- Y座標 プラス 四七二・九五・六二二
- の地点 X座標 プラス二二六三〇五・六七〇
- Y座標 プラス 四七一・七三・九二六
- の地点 X座標 プラス二二六一三六・九〇九
- Y座標 プラス 四七一・五三・四三七
- の地点 X座標 プラス二二六一四五・〇五三
- Y座標 プラス 四七〇・八六・三五三
- の地点 X座標 プラス二二六三三二・三四〇
- Y座標 プラス 四七一・〇七・三八四

3 面積

三三、七〇五・五三三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地



青森県告示第五百四十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量
- 二 作業期間
平成十五年九月四日から平成十六年一月三十一日まで
- 三 作業地域

弘前市

南津軽郡藤崎町、大鰐町、浪岡町、常盤村、碓ヶ関村

青森県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年九月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	県道	十腰内陸奥森田停車場線	変更の区間 弘前市大字十腰内字野中五〇一の一から 西津軽郡森田村大字床舞字藤山二九一の一まで	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
				七・五〇メートルから 五・八〇メートルまで	一・四〇メートルから 一・四〇メートルまで		六〇〇・〇〇メートル	

青森県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年九月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 十腰内陸奥森田 停車場線	弘前市大字十腰内字野中五〇一の一から 西津軽郡森田村大字床舞字藤山二九一の一ま で	平成二五・八・三

青森県告示第五百四十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年八月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年八月十二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

で平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 逢坂雄一

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二一に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十一年

の春分の日の満潮位(T・P・プラス〇・五二メートル)における公有水面と陸

地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点トンネル(北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度

五二分〇二秒五九二)から三八度一七四分四六秒九二、七六三・二四メー

トルの地点

の地点 Aの地点(原点 北緯四〇度五四分二〇秒一六、東経一四〇度五二分

二二秒七三)から二一六度三〇分四〇秒一九一・六〇メートルの地点

の地点から一一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点

の地点から一九六度二三分二秒三五・四四メートルの地点

の地点から二〇〇度〇二分四三秒七八・七七メートルの地点

の地点から二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点

の地点から二九四度四六分三一秒一四・三メートルの地点

の地点から二一〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点

の地点から二一六度五二分二秒三五・〇〇メートルの地点

の地点から二二〇度一四分一七秒一七・〇三メートルの地点

の地点 の地点から三〇六度五二分二秒五・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から三五二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点

の地点 の地点から一〇八度二六分〇六秒六・三二メートルの地点

の地点 の地点から六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点

の地点 の地点から四五度〇〇分〇〇秒一八・三九メートルの地点

の地点 の地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点

の地点 の地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点

の地点 の地点から三三度四一分二四秒二一・六三メートルの地点

の地点 の地点から二八度〇四分二一秒三四・〇〇メートルの地点

3 面積

八、九二〇・〇〇平方メートル

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター神田店

弘前市大字神田三丁目二の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年四月六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、一五四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二八六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一七五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一七二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後五時まで

八 届出年月日

平成十五年八月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年八月二十日から同年十二月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月二十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変	更	前	変	更	後	変	更	年月日
外	西バイパスパワーセンターA・B棟 青森市大字石江字三好六一の二	ガラータウン・アオモリウエ ストモールA・B棟 青森市三好二丁目三の一九外	名称 所在地	平成 十六 年 八 月 二 十 日				

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社亀屋みなみチエーン 青森市卸町二の一七 代表取締役社長 南実	削除	平成 一五・一・三
株式会社マエダ むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	株式会社ファーストリテイリン 山口県山口市大字佐山七七一の七 代表取締役 柳井正	一五・六・二五
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東 二十丁目一の一四 代表取締役 鶴羽樹	株式会社マックハウス 東京都杉並区高円寺南三丁目三 の一 代表取締役 栗原勝利	一五・六・二六
株式会社ブックバーン 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五の一 代表取締役 柿内宏一	株式会社ケイ・ニーノ 青森市新町二丁目二の一 代表取締役 清野守	一五・六・二七
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊七本 木二七の一	〃	〃

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社宝来商事
青森市奥野一丁目三の二二
代表取締役 高森邦夫
 - 株式会社ナリタ
青森市桜川六丁目二の四
代表取締役 成田勝雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 江尻義一	有限会社花寿樹 青森市大字三内字沢部二五七 代表取締役 佐々木康浩	〃
〃	有限会社みなみや むつ市横迎町一丁目二の六 代表取締役 南谷信廣	〃

- 四 届出年月日
平成十五年八月六日
- 五 届出書の縦覧
- 場所
青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所
 - 期間
平成十五年八月二十日から同年十二月二十日まで
 - 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
- この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 提出期限
平成十五年十二月二十日
 - 提出先
青森県商工労働部経営振興課
 - 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
 - 言語
意見書は、日本語により記載すること。

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成九年十一月十四日から平成十七年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、同大字字西平岡、大字福田字巻屋、同大字字村元、大字福田字新館添、同大字字林元、同大字字福富、同大字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字高田一丁目七

五 設立認可の年月日

平成九年十一月四日

六 変更内容

事業施行期間 平成九年十一月十四日から平成十六年三月三十一日までを

平成九年十一月十四日から平成十七年三月三十一日までに変更

七 変更認可の年月日

平成十五年八月十二日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭